

#### (4) 防護に関する課題

##### 高潮・高波、津波に対する課題

丹後沿岸の特徴である入り組んだリアス式海岸や湾形状は、津波や高潮の影響を受けやすい。また、湾の背後地には人口や資産が集中しており、冬季風浪等による高波の越波災害が発生するおそれがある。さらに丹後沿岸では、昭和15年に発生した積丹半島沖地震や昭和58年の日本海中部地震、平成5年の北海道南西沖地震による津波の浸水被害も記録されている。

平成23年3月には東日本大震災により、東日本全域が未曾有の大災害となったことを受け、津波被害を軽減するための対策の検討が課題である。高潮・高波、津波についての防災機能の向上が喫緊の課題である。

水門・陸閘等については、現地状況を十分考慮の上、統廃合又は常時閉鎖の検討や操作規則等の策定による現場操作員の安全を確保することが課題である。

##### 侵食に対する課題

砂浜の消失は、構造物の被災や、消波機能が著しく低下することによる越波災害の要因となる。丹後沿岸では、侵食対策工として、護岸工や離岸堤等の整備が進められているが、離岸堤開口部の背後において、局部的に護岸基部にまでおよぶ侵食が発生している事例もある。そのため、砂浜確保による海岸防護機能の確保が課題である。

##### 維持管理についての課題

既設の海岸保全施設は整備から50年以上経過するものが多く、老朽化が懸念される。これまでも点検や補修が進められてきたが、事後保全による維持管理が大部分であった。これからの維持管理については、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等を図り、適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を作成する等予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を進めていくことが課題である。

## 3-2 環境・景観面からみた現況と課題

### (1) 自然環境の保全状況

#### 自然公園等

丹後沿岸の山陰海岸沿岸域は、山陰海岸国立公園および丹後天橋立大江山国立公園に指定され、無秩序な開発行為が規制されてきたことから、貴重な自然環境・景観が良好な状態で残る美しい海岸であり、山陰海岸ジオパークとして、ユネスコ世界ジオパークの認定を受けている。

山陰海岸ジオパークは3府県にまたがる広大なエリアを有していることから、個々のジオパーク活動だけでなく、各地域が連携した取組や活動を進める(図1-3-9)。

また、自然環境の保護活動として歩くと音を奏でる鳴き砂で有名な琴引浜は、石英が乾燥し不純物を含まない状態でしか音が鳴らないため、地元住民による清掃活動等が続けられている。

さらに、オオミズナギドリの繁殖地である冠島を中心として、舞鶴(大浦地区)～伊根(経ヶ岬)までを、世界文化遺産として登録しようという活動も見られる。



図1-3-9 山陰海岸ジオパーク

出典：山陰海岸ジオパーク HP

#### 動植物生息環境

冠島・沓島、舞鶴湾、宮津湾、久美浜湾が水鳥の集団繁殖、渡来地として鳥獣保護区に指定されている。中でも、冠島・沓島は国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている。貴重な植生、貴重な動物類、貴重な昆虫類が海岸沿いに分布し、また、海域では岩礁性の海岸を中心に藻場も多く分布している。丹後沿岸は、多くの自然が残る地域であり、希少な動植物が生息している場所である。

#### 砂浜の侵食と保全

砂浜海岸は環境に関して、3つの重要な役割を担っている。

まず、砂浜が存在することにより、海浜生物の生息空間が確保され、多様な生態系の基盤を形成している。また、砂浜は、「白砂青松」と評されるように、日本の海岸景観には欠かせないものである。さらに砂層に生息する微生物が有機物を分解するため、砂浜は水質浄化機能も有している。

このように、砂浜は環境面に対して生態系、景観、水質改善等の多様な機能を有しており、養浜等で砂浜の保全に取り組んでいる(図1-3-10)。



図1-3-10 上野・平海岸

## (2) 海岸環境に対する人為的な影響

海岸は、多種多様な生物の重要な生息・生育環境の場であり、人々にとって憩いの場としても、利用されている。しかし、近年、海外からの大量の海岸漂着物や海岸利用者がゴミを放置することによって、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、漁業への影響等が懸念される。また、ゴミだけでなく、沖合で座礁したタンカーから流出した重油が漂着することもあり、過去に流出した重油により、大規模な災害が発生している（ナホトカ号重油流出事故（平成9年1月）等）（図1-3-11）。



図 1-3-11 漂着ゴミ

## (3) 環境・景観に関する課題

### 生物の生息、生育環境の保全

丹後沿岸には、貴重な動植物が海岸沿いに広く分布しており、それらの生息、生育環境を維持・保全することが今後の課題である（図1-3-12）。



図 1-3-12 オオミズナギドリ

### 優れた海岸景観の保全

丹後沿岸は、多くの優れた海岸景観を有し、貴重な観光資源となっている。近年、砂浜の侵食や景観の悪化等が生じているため、優れた海岸景観を保全することが課題である（図1-3-13）。



図 1-3-13 丹後松島

### 自然環境に対する人為的影響の緩和

丹後沿岸において、投棄ゴミや国内外からの大量の海岸漂着物等による自然環境の悪化を低減することが課題である（図1-3-14）。



図 1-3-14 海岸のゴミ

（出典：京都の自然 200 選）

### 砂浜の保全

砂浜には、水質浄化機能があり、海岸侵食による砂浜の消失は海岸環境に大きな影響を与える。海岸環境にとって、砂浜の回復、創出、保全は大きな課題である。

### 3-3 親水・利用面からみた現況と課題

#### (1) 海岸の利用の現況

丹後沿岸では、砂浜や海岸域を利用した海洋性レクリエーション（サーフィン、体験漁業等）が盛んに行われており、こどもからお年寄り、障がいを持つ人々等、さまざまな人々が海岸を利用している。

丹後沿岸には、沿岸の観光・利用を促進する計画があり、交通網の整備や山陰海岸ジオパークに認定されたことを受け、年々沿岸を訪れる観光客が増加している。しかし、砂浜への車両の乗り入れ等の問題も目立つようになってきた（図 1-3-15）。



図 1-3-15 砂浜への車の乗り入れ状況

#### (2) プレジャーボートの係留

平成 26 年度に行われた「プレジャーボート全国実態調査」によると、京都府の港湾、河川および漁港の各水域におけるプレジャーボートの係留数は 1,804 件で、その内の 771 件（約 43%）が放置艇とされている。多数の放置艇は、景観阻害や航行船舶の支障、洪水・津波・高潮時の放置艇の流出による背後地の被害等、様々な問題の原因になることが懸念される。このため京都府では、放置艇の解消等、プレジャーボートの適正管理を図ることにより、公共用水域の適正利用、災害・安全対策、地域の環境保全に資することを目的に、【京都府プレジャーボート適正管理等地域推進計画（平成 28 年 2 月）（京都府プレジャーボート等係留対策協議会）】を策定し、係留・保管施設の確保、放置艇に対する規制強化・周知啓発等に取り組んでいる（表 1-3-1）。

表 1-3-1 プレジャーボートの係留、保管、収容余力の状況

都道府県	マリーナ等施設の収容能力	確認艇		許可艇		放置艇		放置艇率	マリーナ等施設の収容余力
		確認艇	許可艇	マリーナ等	マリーナ等以外	放置艇	沈没艇		
京都府	933	1,804	1,033	635	398	771	40	42.70%	298

出典：国土交通省・水産庁 「平成 26 年度プレジャーボート全国実態調査 結果概要」

#### (3) 海岸利用に関連する計画

丹後沿岸には、海岸利用に関連した「海の京都観光圏整備計画」や「明日の京都」等の地域振興計画や「京丹後市美しいふるさとづくり条例」を制定し、市や事業者および市民等の参画を得ることにより美化活動に取り組んでいる。その他にも「天橋立世界遺産登録可能性検討委員会」や「琴引浜の鳴き砂の保全の取組み」等により海岸利用促進に力を入れている（図 1-3-16）。



図 1-3-16 海岸の清掃活動の様子

#### (4) 親水・利用に関する課題

##### 様々な沿岸利用への配慮

丹後沿岸では、地域に密着した生活利用や観光・レクリエーション利用、港湾利用、養殖利用、漁業生産活動等様々な沿岸利用がなされている。施設の整備にあたっては、これら沿岸利用に十分配慮した上で進めることが課題である。

##### 海辺へのアクセスの確保

砂浜海岸や岩礁地帯等が人々の生活の場、憩いの場として重要であるため、海辺へ近づき、海とふれあうためのアクセスの確保やバリアフリー化が課題である(図1-3-17)。

##### 砂浜の利用

砂浜への車両等の乗り入れは、砂浜環境に与える影響が大きいため、砂浜の利用について規制や啓発等により、海岸利用と砂浜環境のバランスを図ることが課題である(図1-3-18)。



図 1-3-17 浜辺へのアクセス強化



図 1-3-18 海水浴で賑わう海岸

## 4 海岸保全の基本方針

海岸保全の基本理念に基づき、丹後沿岸の海岸を保全するための基本方針を、「防護」、「環境・景観」、「親水・利用」の各項目について定める。

### 《防護》

- 誰もが安全に暮らせる海岸
- 効率的に維持管理できる海岸



- 海岸保全施設の整備
- 砂浜の保全による海岸防護機能の確保
- 効率的かつ効果的な施設の維持管理

### 《環境・景観》

- さまざまな生物が生息する豊かな海岸
- すぐれた自然景観を有する海岸



- 良好な動植物生息環境の保全
- 自然浄化機能の保全
- 景観に配慮した海岸保全施設の整備
- 流域一環の環境配慮と土砂管理
- 海岸ゴミ対策の実施

### 《親水・利用》

- 誰もが身近に親しめる海岸
- 安全かつ快適に活動、活用できる海岸



- 生活空間としての海辺の保全
- 海辺へのアクセスの確保とバリアフリー化
- 砂浜の保全による海岸利用の向上
- 関連計画との整合

## 5 海岸保全の具体的施策

### 5-1 防護の目標を達成するための施策

# 防護

#### 様々な災害から海岸を守るため行うこと

海岸およびその背後地の住民の生命や財産を侵食、高潮・高波や津波等による災害から守るため、防護すべき地域および防護水準を定め、実施または検討する内容をまとめる。

また、老朽化が見込まれる施設の適切かつ効果的な維持管理・更新を推進する。

#### (1) 海岸の防護の目標

誰もが安全に暮らせる海岸のために、防護すべき地域と防護水準は「(3) 防護水準」で定めるものとする。

#### (2) 防護すべき地域等

本計画では、海岸侵食や高潮・高波、津波等により、海岸背後地の人命や財産等に浸水被害がおよぶと予想される地域を「防護すべき地域」とする。

#### 防護すべき地域

##### 侵食から防護すべき地域

今後、侵食による汀線後退が進むと予想される地域または、現時点で砂浜の保全・回復が必要とされる地域。

##### 高潮・高波から防護すべき地域

「(3) 防護水準」で定める潮位や波浪の影響により、浸水等の被害が発生すると予想される地域。

##### 津波から防護すべき地域

「(3) 防護水準」で定める設計津波水位が発生した際に、浸水等の被害が発生すると予想される地域。

### 防護の考え方

海岸防護を進めるに当たっては、海岸背後地の住民の生命や財産を災害から守ることを最優先とし、引き続き高潮・高波対策や耐震化等の必要な整備を図る。地域の自然的・社会的条件および海岸環境や海岸利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。

津波対策では、海岸保全施設等の整備によるハード対策だけでなく、ソフト対策として沿岸住民等の参加による避難訓練等も実施する。そのため、京都府では津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定をおこなっており、今後、各市町においてハード・ソフト施策を組み合わせた総合的な津波防災対策を進める。

さらに、維持管理については、適切な時期に巡視又は点検し、予防保全の考え方にに基づき計画的に進める。

### 侵食対策

侵食が進行している海岸は、現状の汀線を保全することを基本的な目標とし、必要な場合には、汀線の回復を検討する。

### 高潮・高波対策

丹後沿岸では、地域ごとに設定した外力に対して、背後地の安全を確保するため、施設整備を検討する。

### 津波対策

これからの津波対策は、2つのレベルの津波を想定することとし、護岸整備高さの目安となる「比較的発生頻度が高い津波(L1津波)」と、住民避難を柱とした総合的な津波防災対策を構築する「最大クラスの津波(L2津波)」に対応する。



### (3) 防護水準

侵食からの防護については、現状の汀線維持を基本的な目標とするが、長期に渡って侵食が進行している場合や、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を計画する場合には、必要に応じて汀線回復（前進）を図ることとする。

高潮・高波等による越波・浸水被害の防護については、過去に記録されている高潮に基づく計画高潮位に、波浪の影響と余裕高を加えた値とする（図 1-5-1）。

$$\text{計画天端高【高潮・高波】} = \text{計画高潮位} + \text{うちあげ高または越波流量から決まる高さ} + \text{余裕高}$$

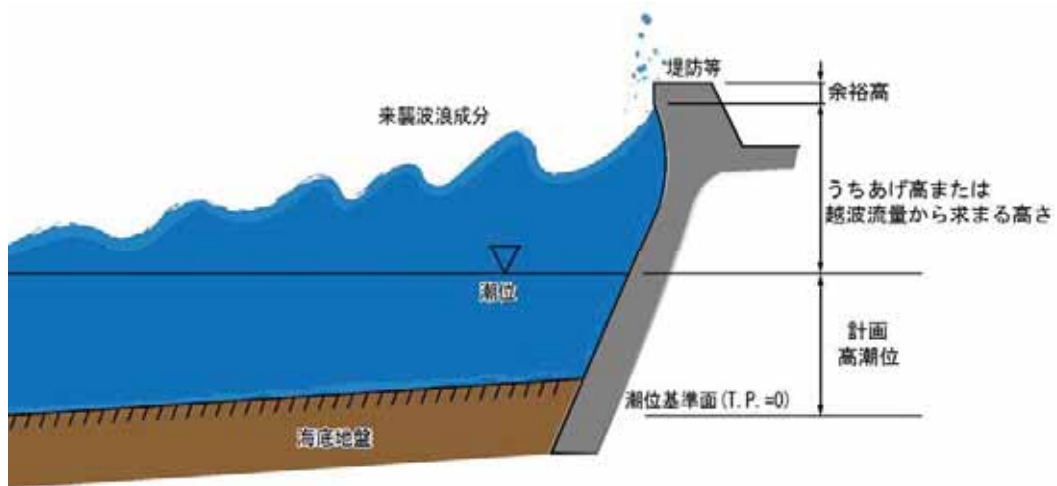


図 1-5-1 高潮・高波による計画天端高の設定方法の模式図

津波に対する計画天端高は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」（平成 23 年 7 月）に基づき、数十年から百数十年に 1 回程度発生する比較的発生頻度が高い津波（L1 津波）を対象にすることをとする。天端高は朔望平均満潮位に津波高（せり上がり考慮）と余裕高を加えた値とする（図 1-5-2）。

$$\text{計画天端高【津波】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{津波高（せり上がり考慮）} + \text{余裕高}$$

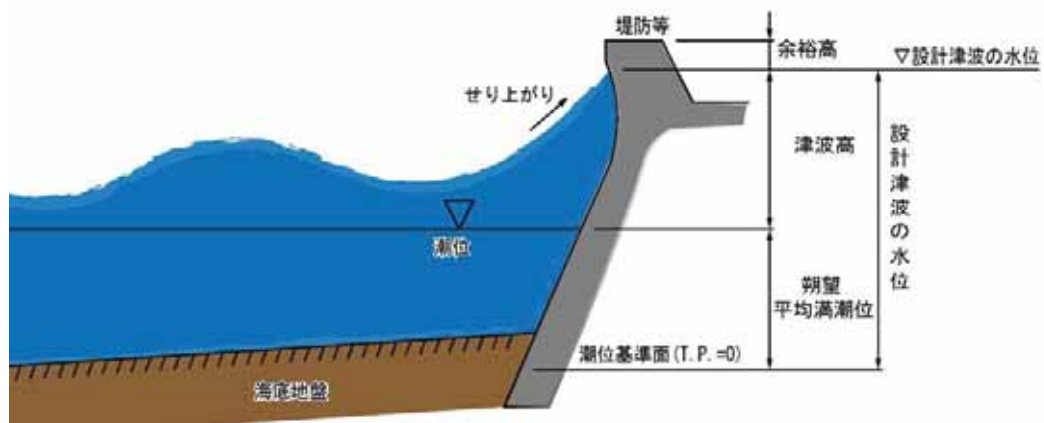


図 1-5-2 設計津波の水位による計画天端高の設定方法の模式図

津波からの防護を検討する海岸については、比較的発生頻度の高い津波（L1 津波）を設計津波水位とする。設計津波水位は丹後沿岸を 11 の地域海岸に区分して設定している（図 1-5-3、表 1-5-1）。事業の実施に当たっては、海岸および背後地の地形・利用状況・既存施設の種類・配置等、地域特性を踏まえた上で、必要な検討を行うものとする。



図 1-5-3 地域海岸区分 位置図

表 1-5-1 設計津波水位の一覧

設計津波 地域海岸	地域海岸内の 最大水位(T.P.+m)		設計津波水位 (T.P.+m) <sup>1</sup>	
	日本海中部 地震津波	北海道南西沖 地震津波		10cm 切り上げ
地域海岸	1.93	1.79	1.47 ~ 1.93	1.5 ~ 2.0
地域海岸	5.07	3.59	2.65 ~ 5.07	2.7 ~ 5.1
地域海岸	1.95	1.09	1.11 ~ 1.95	1.2 ~ 2.0
地域海岸	1.33	1.19	1.20 ~ 1.55 <sup>2</sup>	1.3 ~ 1.6
地域海岸	2.23	1.53	2.09 ~ 2.23	2.1 ~ 2.3
地域海岸	2.30	1.68	1.31 ~ 2.30	1.4 ~ 2.4
地域海岸	1.35	1.08	1.13 ~ 1.35	1.2 ~ 1.4
地域海岸	1.48	1.15	0.73 ~ 1.48	0.8 ~ 1.5
地域海岸	1.86	1.92	1.36 ~ 1.92	1.4 ~ 2.0
地域海岸	3.54	2.38	1.67 ~ 3.54	1.7 ~ 3.6
地域海岸	4.82	2.58	1.29 ~ 4.82	1.3 ~ 4.9

1：設計津波水位の数値は、細分化区間単位で集計した水位を最低値～最高値で示している。

2：地域海岸 舞鶴港大丹生地区内は、設計津波水位の区間が地域海岸区分を跨いでいるため、当地区の設計津波水位の最大値は地域海岸 側の T.P.+1.55m を採用した。

#### (4) 防護の目標を達成するための具体的施策

海岸防護の目標を達成するために検討・実施する基本的な施策を示す。

##### 海岸保全施設の整備

海岸保全施設の整備については、防護すべき地域から重要度や緊急性並びに地元要望等の地域ニーズを考慮の上、必要な整備を行うこととし、所要の防護水準の確保だけでなく、地域特性を踏まえた対策も必要に応じて検討する(図1-5-4)。



図1-5-4 整備された海岸保全施設

整備する海岸保全施設の種類については、近隣既往の海岸保全施設の施工実績を基に、地域に適した防護形態や粘り強い構造等について検討を進める。

また、水門・陸閘等について、現地状況を十分考慮の上、統廃合又は常時閉鎖等の検討を進める。

##### 砂浜の保全による海岸防護機能の確保

砂浜は、波浪外力を軽減し波の侵入を防ぐための極めて有効な防災機能を持っているので、この自然の防護機能を維持していくため、砂浜の維持、回復を図るため適切な手法を用いる。

具体的には、潜堤(人工リーフ)等の構造物により砂浜を回復する恒久的手法、養浜等により砂浜を回復する応急的手法があり、海岸の状況に応じた工法を検討のうえ、実施することが重要である。

養浜やサンドバイパス、サンドリサイクル等を実施する海岸においては、必要な養浜量、養浜時期・間隔を設定することが重要である。モニタリングによる砂浜状況の把握を行い、把握結果をもとに養浜の計画を評価する。砂浜幅等の実測値をもとにした養浜の再評価を行うことで継続的な改善を行い、最適計画の実施に努める(図1-5-5)。

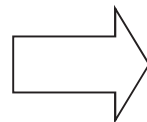


図1-5-5 養浜の事例

##### 効率的かつ効果的な施設の維持管理

海岸保全施設の急速な老朽化に伴い、維持管理はますます重要なものとなる。施設を良好な状態に保つために長寿命化計画を策定し、定期的な巡視・点検や維持・修繕等を確実に実施することで、効率的かつ効果的な施設の維持管理を推進する(図1-5-6)。



図1-5-6 老朽化した海岸保全施設

環境  
・  
景観

海岸の豊かな環境を守り育てるため行うこと

様々な生物が生息する海岸、優れた自然景観を有する海岸を未来に引き継いで行くため、実施または検討する内容をまとめる。

(1) 良好な動植物生息環境の保全

海と陸とが接する海岸は、様々な動植物の宝庫であり、貴重な生態系が存在する。このため、生物多様性基本法に定められた、海岸林、砂浜植生、藻場等、自然海岸の相互関連性を重視しつつ、海岸の多様な生態系を保全するよう努める。海岸侵食により消失・後退した砂浜は、必要に応じてその回復を目指した整備を推進する。また、海岸の必要以上の改変は原則として避ける。海岸保全施設や海岸利便施設の設置等により、やむを得ず海岸環境に影響を与える場合には、海岸およびその周辺の生物が継続して生育できるとともに、より豊かな環境となるよう、水質・底質・海藻の生育環境・海水流動等に十分配慮し、海岸およびその周辺の生物生息環境に極力影響を与えない方法を採用するよう努める（図 1-5-7）。



図 1-5-7 海浜の植物

(2) 自然浄化機能の保全



図 1-5-8 浄化機能のある砂浜

海岸は、曝気機能<sup>ばっき</sup>や生物浄化等、岩礁や砂浜による自然浄化機能を持っており、これらの保全は重要である。この機能を維持するためにも、海岸、特に汀線付近の形状改変は、できる限り行わないよう努める。現地の状況により、やむを得ず構造物設置を行う場合等は、海岸および周辺とのバランスを考慮し、極力良好な水質を確保し、海岸環境を維持できるよう、自然浄化機能の保全に留意した計画を進めるように努める。阿蘇海では環境改善を目指し、平成 19 年 5 月に「阿蘇海環境づくり協働会議」の設置を行った。「美しく豊かな阿蘇海をつくり未来につなぐ条例(宮津市)」の制定や阿蘇海流域ビジョンにより、地域住民・関係団体および行政が連携を強化する等、総合的な取組を進めており、今後も引き続き総合的な取組を継続して環境改善に努める（図 1-5-8）。

### (3) 景観に配慮した海岸保全施設の整備

海岸防護のため、海岸保全施設等を整備するに当たっては「海岸景観形成ガイドライン」に基づき、各海岸の特性・特徴を踏まえたうえで、極力景観に影響を与えないよう配慮し、必要に応じて関係機関とも十分調整を図ることとする。現地の状況により、これによりがたい場合でも、設置する施設が景観を損ねたりすることのないよう、施設の設置目的を十分検証したうえで、色彩や材質等周辺の景観とのバランスを考慮した計画とする（図 1-5-9）。



京丹後市久美浜町箱石

図 1-5-9 景観を妨げない施設【潜堤】

### (4) 流域一環の環境配慮と土砂管理

海岸は、陸域環境と海域環境の接合域で、陸域環境は海域環境に大きな影響を及ぼす。森林と漁業との関係が近年注目されており、森林の栄養分を含んだ水が河川を通じて海に流れ、漁場に良い影響を与えるとされることから、植林が行われている事例がある。また、森林への降雨は、溪流・河川を通じて海岸に土砂を供給することから、これに配慮した治山・砂防・河川施設の整備も海岸保全上、重要である。

このように、良好な海岸を保つため、海岸管理者も森林・河川等の状況を常に注視し、流域一環の環境配慮、総合的な土砂管理が行えるように、関係機関との連携強化を図る等の対応に努める（図 1-5-10）。



京丹後市大宮町内山

図 1-5-10 内山のブナ林

### (5) 海岸ゴミ対策の実施

丹後沿岸の海岸でも、漂着ゴミ、内陸部から発生するゴミ、および海岸利用者から発生するゴミ等が近年多くなっており、海岸の環境を損ねている。このような状況を受け、平成 23 年に「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」が策定され、日常の海岸清掃に加え、海岸漂着物等の発生を抑制し、海岸におけるゴミの不法投棄防止を推進している。

海岸ゴミを減らすためには、海岸管理者のみでなく、広域的な取り組みが必要である。管理者の対応としては、ゴミ発生抑止の啓発活動を積極的に行い、発生した海岸ゴミの清掃処理については、関係自治体や地域組織、団体等との密な連絡、調整に努める。また、台風等による大規模漂着ゴミについては、国の補助制度を活用する等、迅速な除去に努める（図 1-5-11）。



図 1-5-11 海岸ゴミの状況

## 親水 ・ 利用

### 誰もが利用しやすい海岸を創るため行うこと

身近に親しめ、安全かつ快適に活動、活用できる海岸づくりを目標に、地域の人々や訪れる人々の様々な利用を促進するため実施、検討する内容をまとめる。

#### (1) 生活空間としての海辺の保全

丹後沿岸は、そのほとんどの地域で山が海まで迫り、平地が少ないという地形的特徴を有している。地域生活は、以前から海、海岸と密接な繋がりを有してきた。したがって、各海岸は、食料採取の場として、近隣との交流の場として、地域の祭り等の場として、子供たちの遊び場や天然の教室として等、多種多様な役割を担ってきた「海辺」であり、これを踏まえた保全に努める。

既存海岸保全施設の設置により、主として砂浜へのアクセスが悪化している海岸があるので、その改善に努め、今後、施設設置により海岸の形状を改変するような場合には、地域の生活の場としての海岸の役割を十分認識し、地元の意見を反映し、その地域の生活利用に十分配慮するよう努める（図 1-5-12）。



図 1-5-12 のり採取の様子

#### (2) 海辺へのアクセスの確保とバリアフリー化

海へ近づこうとする人々のアクセス施設を必要な箇所において確保する。子供からお年寄り、障害を持つ人々の利用や、マリンスポーツ等様々なタイプの海岸利用について、安全性・快適性を確保し、各海岸の特性を活かした将来的な可能性や地元の情報、意向を十分考慮し、利用度の向上を図る（図 1-5-13）。



図 1-5-13 スロープの整備

#### (3) 砂浜の保全による海岸利用の向上

砂浜は、人々が容易に足を踏み入れることができるので、地域住民、来訪者を問わず、海岸に親しむ場として優れたものである。侵食から砂浜を守ることにより、高い利用度が維持できるので、砂浜の保全に積極的に取り組むこととし、観光的側面だけでなく、地域住民の利用も十分に考慮する（図 1-5-14）。



天橋立（文珠側）

図 1-5-14 砂の堆積により広い砂浜を形成

#### (4) 関連計画との整合

「明日の京都」において、観光は丹後沿岸の主産業のひとつとして位置付けられており、各市町の総合計画においても、誘客は重要な地域振興の柱となっている。とりわけ「海岸」は、その全てが重要な観光資源といえる。したがって、海岸保全施設の新設・改良等の計画によって、海岸を改変しようとする時は、その海岸の持つ観光資源としての価値を損なわないよう、また、より価値あるものとするよう留意するものとする。また、海岸の状況により、背後地の道路や公園と連携した海岸保全施設の整備や海岸保全施設自体を観光資源として位置付け、整備を進める等、関連計画との整合を図る（図 1-5-15）。



図 1-5-15 海水浴

## 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 1 整備ゾーンと保全の方向性

#### 1-1 ゾーニング

##### (1) ゾーン区分

海岸保全施設の整備に当たっては、第1章でまとめた海岸保全の方向性に従い計画するものであるが、複雑な地形の丹後沿岸において、複数の海岸管理者が多くの箇所で整備を行うことになるため、地域としての連続性や統一性を損なわないよう、地形条件を中心に社会経済条件や生活文化圏、行政区界等によって海岸をいくつかのゾーンに区分し、ゾーンごとに大まかな指針を定めることとする(図2-1-1)。

##### ゾーン区分の検討項目

自然条件：海岸および背後の地形、流入河川等

社会経済条件：背後地の土地利用、港湾・漁港等利用形態等

生活文化圏：通勤、通学、買物等いわゆる生活圏等



丹後沿岸の大部分が典型的なリアス式海岸であり、湾・岬・河川・背後の尾根や谷等によりエリアを作る。このエリアが主要因となり行政区、経済圏、生活圏等を形成していく。

海を利用する産業等、社会経済条件によってもいくつかのエリアをつくる。

生活文化圏は、交通ルートや手段によりエリアを形成する。陸上交通が発達していなかった昔は、海上交通等を利用し図のようなエリアを形成していたと考えられる。

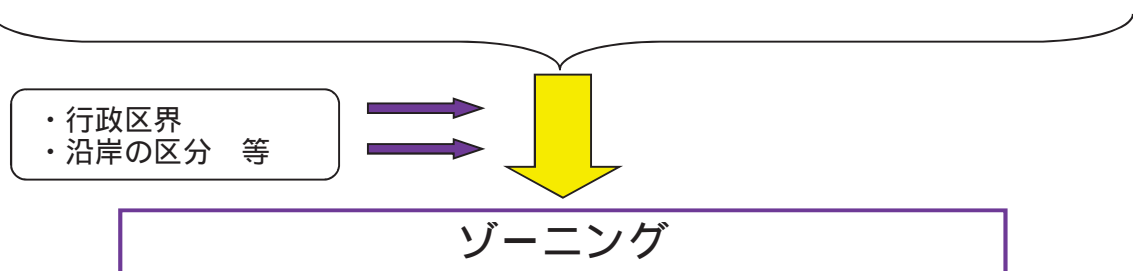


図2-1-1 ゾーニング区分の検討



## (2) ゾーニング図

### ゾーン設定の考え方

- ・ 経ヶ岬を挟んで地形が大きく変化し波浪の状況が大きく異なる（自然条件）
- ・ 海を利用する産業では丹後半島西側は漁業中心、東側は観光中心（社会経済条件）
- ・ 過去からの地域交流圏は経ヶ岬の西側と東側に大別できる（生活文化圏）

以上より経ヶ岬を境にして大きく2つのゾーン「A：若狭湾ゾーン」と「B：山陰海岸ゾーン」に区分し、また地域の特徴を考慮することにより丹後半島沿岸を図 2-1-2 のようにゾーニングする。

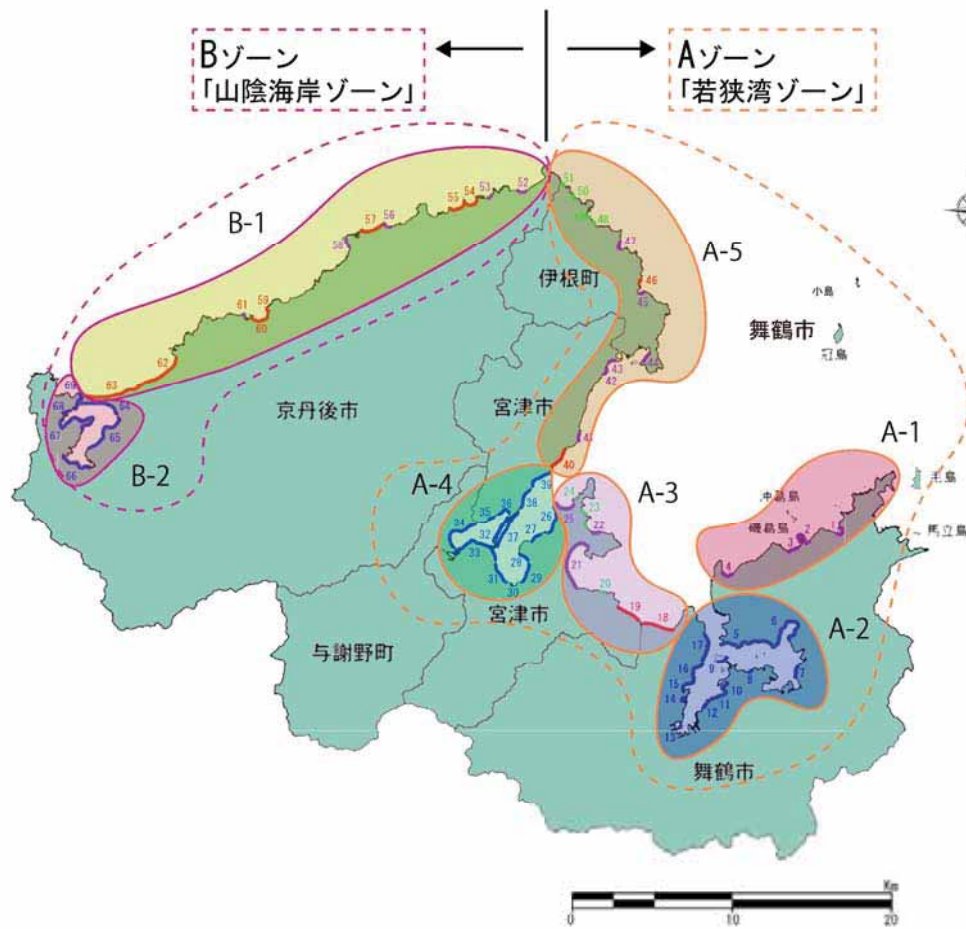


図 2-1-2 ゾーニング

### (3) 各ゾーンの整備方針

設定した各ゾーンについて、概要・特徴、海岸保全施設の整備に関する考え方を示す。

#### Aゾーン(若狭湾ゾーン)

##### A-1:大浦ゾーン

半島と入り江が続き、ポケット的に砂浜と漁村が点在する。豊かな漁場であるとともに、良好な景観を有する海水浴場があるゾーンである。

##### 〈 防護 〉

背後地の漁村や集落を守るための、侵食や高潮・高波対策等の海岸保全対策を進める。

老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

##### 〈 環境/景観・親水/利用 〉

若狭湾国定公園に指定されており、貴重な動植物の生育場の保全に努める。

漁業等の生活利用に配慮し、海水浴場や釣り公園等海洋レクリエーション機能の向上を図る。

##### A-2:舞鶴湾ゾーン

湾内に幾つもの浮島が点在し、その眺望は近畿百景第1位である。また、海軍ゆかりの地として多数の面影を残す建造物等、古くから発達している港町ゾーンである。

##### 〈 防護 〉

古くから整備が進められてきたゾーンであることから、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

##### 〈 環境/景観・親水/利用 〉

背後地の舞鶴赤れんがパーク等や優れた環境の適切な保全・維持に努める。

交流の拠点となる港湾機能の強化を図る。

港湾機能との調和を図り、湾形状の自然環境を活かした利用の促進を図る。

### A-3:由良・栗田ゾーン

由良川の河口に位置し、美しい砂浜と松林があり、<sup>あんじゅ</sup>安寿と<sup>ずしお</sup>厨子王伝説の舞台となったゾーンである。

#### 〈 防護 〉

侵食が進んでいる海岸については、潜堤（人工リーフ）等による砂浜の保全を図る。

比較的発生頻度が高い津波に対して、海岸保全施設の整備により浸水対策を図る。

老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

#### 〈 環境/景観・親水/利用 〉

海岸環境を損なうゴミや漂着物問題について、官民一体となって対策を進める。漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を検討する。

### A-4:宮津湾ゾーン

日本を代表する観光資源（天橋立）を有する。丹後地域を牽引する交流拠点ゾーンである。

#### 〈 防護 〉

天橋立を中心とする宮津湾周辺は、海岸保全施設の整備が進んでいるが、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

#### 〈 環境/景観・親水/利用 〉

天橋立と調和した優れた海岸景観の保全を図る。

観光地としての海岸利用の促進を図り、整備の強化に努める。

### A-5:宮津・伊根ゾーン

日本を代表する観光資源（伊根の舟屋）を有する。定置網漁を中心とした漁業の生活文化を今に残すノスタルジアあふれるゾーンである。

#### 〈 防護 〉

背後に漁村が密集する地域では、ソフト対策と一体となって、人命や資産を守る。

老朽化した施設の維持管理や改良を行う。

#### 〈 環境/景観・親水/利用 〉

国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている伊根の舟屋等の貴重な建造物の保全に努める。

漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設の選択を十分検討する。

## Bゾーン(山陰海岸ゾーン)

### B-1:京丹後ゾーン

丹後半島のほぼ先端に位置し、立岩、屏風岩、丹後松島等岩礁の織りなす絶景と、ポケットビーチや広大な砂浜が存在する美しい自然海岸である。自然豊かな地形が特徴的なゾーンである。

#### 〈 防護 〉

冬季風浪による侵食の傾向が見られる海岸については、離岸堤や潜堤（人工リーフ）等、海岸保全施設により対策を行う。老朽化した施設の維持管理や改良を行う。

#### 〈 環境/景観・親水/利用 〉

自然公園や山陰海岸ジオパークに指定されており、貴重な地形や自然環境、動植物等の保全・回復に努める。

自然環境に配慮しつつ、海水浴場やキャンプ場等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。トウテイラン等の貴重な海浜植物等の保全に努める。

### B-2:久美浜湾ゾーン

白砂青松の小天橋を中心に美しい浜が点在する。また、久美浜湾内はカキの養殖が盛んであり、入り組んだ地形が織りなす美しい景観が形成されているゾーンである。

#### 〈 防護 〉

比較的古くから施設整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

#### 〈 環境/景観・親水/利用 〉

親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるような護岸整備を推進し、エリア全体の繋りの向上を図る。

## 2 海岸保全施設の新設又は改良

### 2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

それぞれのゾーン内において「各ゾーンの整備方針」を踏まえつつ、海岸保全施設の整備区域を設定する。

### 2-2 海岸保全施設の種類、規模および配置等

海岸保全施設を新設又は改良の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図(1)～(8)に示す。

#### < 施設の種類 >

現時点で最適と考えられる工法を選定しているが、今後海岸地形の変化や保全対策に係る知見の発展に加え、地元の意見も踏まえ、より適切な工法となるよう常に見直しを行い、整備を実施する。

現在調査中、工法検討中等詳細計画が未決定の箇所についても、現段階で想定している計画内容を挙げる。実施に当たっては、前項の地元意見も踏まえ詳細な検討を行う。

整備しようとする海岸保全施設の種類は、堤防や護岸、砂浜、消波堤や消波工、離岸堤、突堤、ヘッドランド、潜堤(人工リーフ)等とする(図 2-2-1)。

#### < 施設の規模 >

海岸保全施設の整備延長とするが、計画の内容または進捗度に応じ、整備計画のある海岸の海岸保全区域(指定・予定を含む)延長としている箇所を含む。施工延長、断面形状等は、実施に当たり詳細な検討を行う。

#### < 施設の配置 >

現況汀線(海岸線)沿いの配置とするが、実施に当たっては詳細な検討を行う。



図 2-2-1 整備する海岸保全施設の種類

### 2-3 海岸保全施設による受益地域およびその状況

海岸保全施設の整備によって、津波や高潮・高波、侵食、越波被害から防護される受益地域および背後の土地利用状況等を基本計画図(1)～(8)に示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況を表 2-3-1 に示す。

### 3 海岸保全施設の維持又は修繕

#### 3-1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、海岸およびその背後地の住民の生命や財産を侵食、高潮・高波や津波等による災害から防護しており、長期間供用される。施設の老朽化により防護機能の低下が懸念されるため、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造を勘案して、適切な維持又は修繕を行う。

#### 3-2 海岸保全施設の種類、規模および配置等

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図(1)～(8)に示す。

#### 3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化・変形等の把握に努め、護岸のひび割れや堤体のクラックや堤体の空洞化等構造物の異常が認められた時には、状況に応じて適切に対処し、防護機能の維持を図る。地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する。

海岸保全施設を良好な状態に保つために、海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、定期的な巡視・点検や維持・修繕等を確実に実施する。

堤防（緩傾斜堤を含む）、護岸（緩傾斜護岸を含む）、胸壁等

施設前面の洗掘、沈下等の損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持または修繕を実施し、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。

突堤（ヘッドランド含む）、離岸堤、消波堤・工、潜堤（人工リーフ）

洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持・修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。

砂浜

浜幅や砂浜の状況を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じて、サンドリサイクル等の適切な対策を図る。港湾や河川事業から発生する土砂等を活用し、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。

海岸保全施設の維持または修繕の方法として表 2-3-1 に示す。

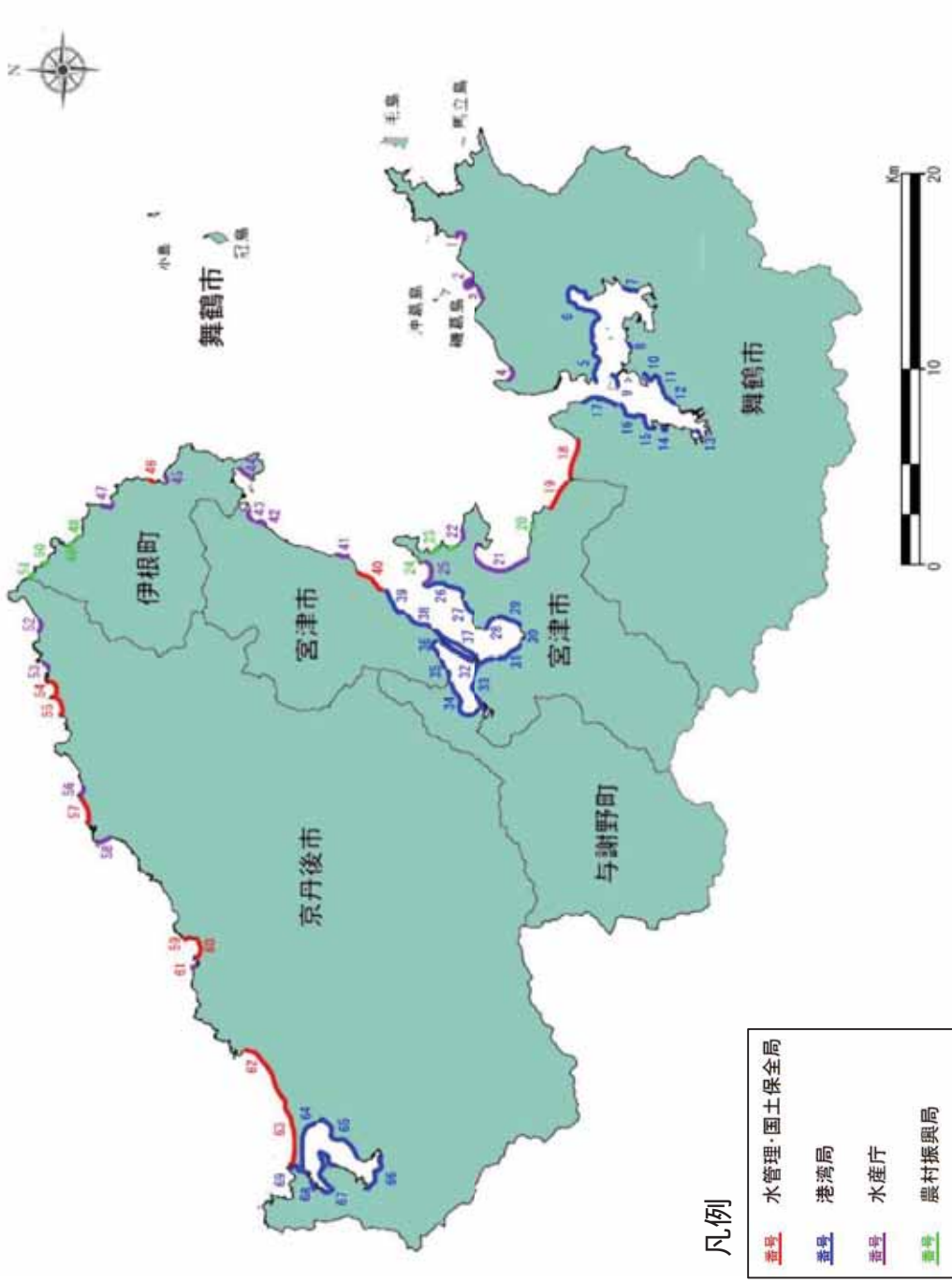


图 2-3-1 海岸保全区域 位置图



表2-3-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン区分	No.	海岸・地区名	所管	市町村名	管理	海岸保全区域延長 (m)	施設	新設	改良	維持修繕	規模(現況)		規模(新設・改良)		規模(維持修繕)		受益地域の状況	備考
											延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	整備延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)		
A	1	野島漁港海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	937	護岸				160	4.00	60		160	4.00	住宅地、道路	環境対策
	2	高宮法海海岸 (小橋地区)	(水)	舞鶴市	舞鶴市	1,518	突堤 護岸 離岸堤				189	2.60	70		259	2.60	住宅地、森林、道路、墓地	喫食対策 高潮・高波対策
	3	高宮法海海岸 (三浜地区)	(水)	舞鶴市	舞鶴市	1,175	護岸 離岸堤				234	1.50~4.10	220		65	2.00	住宅地、道路、森林	喫食対策 高潮・高波対策
	4	瀬島漁港海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	789	護岸 離岸堤				550	2.00~2.20	550		550	2.00~4.10	住宅地、道路、森林	環境対策
	5	舞鶴港 佐波賀地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	4,670	護岸				4,192	1.47~1.67			4,192	1.67	住宅地、道路、農地	高潮・高波対策
	6	舞鶴港 平地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,740	護岸				1,961	1.52~1.67	1,480		1,961	1.67	工業用地、住宅地、道路、農地	高潮・高波対策
	7	舞鶴港 大波地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,339	護岸				1,339	1.67~2.87			1,339	1.67	住宅地、道路、農地	
	8	舞鶴港 長浜地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	332	護岸				310	1.67			310	1.67	住宅地、道路、農地	
	9	舞鶴港 戸島地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	960	護岸				960	1.97			960	1.97	公園	
	10	舞鶴港 加津良地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	216	護岸				216	0.67~1.67			216	1.67	住宅地、道路、農地	高潮・高波対策
	11	舞鶴港 和田地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,719	護岸				1,719	1.17~1.87	858		1,719	1.67	住宅地、道路、農地	高潮・高波対策
	12	舞鶴港 二尾地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	529	護岸				529	1.87			529	1.67	住宅地、道路、農地	
	13	舞鶴港 豊多地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	383	護岸				383	1.67			383	1.67	港湾施設、道路、住宅地	
	14	舞鶴港 大君地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	761	護岸				761	1.17~3.87			761	1.67	住宅地、道路、農地	
	15	舞鶴港 吉田地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,760	護岸				1,660	1.17~1.87			1,660	1.67	住宅地、道路、農地	
	16	舞鶴港 青井地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,000	護岸				1,170	0.97~3.77	900		1,170	1.67	住宅地、道路、農地	高潮・高波対策
	17	舞鶴港 白杉地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,340	護岸 離岸堤				1,420	1.87			1,420	1.87	住宅地、道路、農地	
A-3	18	神島海岸	(河)	舞鶴市	京都府	1,672	護岸 人工リーフ 人工リーフ				1,080	1.00~2.00			1,080	1.00~2.00	住宅地、農地	喫食対策(既設延伸及び拡張) 喫食対策
	19	由良海岸	(河)	宮津市	京都府	1,372	護岸 人工リーフ				840	2.00			840	2.00	住宅地、農地	喫食対策
	20	奈島海岸	(農)	宮津市	宮津市	114	堤防				1,372	4.12	600		1,372	4.12	農地	津波対策
	21	栗田漁港海岸	(水)	宮津市	宮津市	4,289	護岸 消波工				1,936	1.50~2.50	1,936		1,936	1.50~2.50	住宅地、道路	高潮・高波対策
	22	島陰漁港海岸	(水)	宮津市	宮津市	828	護岸				490	1.80	450		470	1.70	住宅地、道路	高潮・高波対策
	23	島陰海岸	(農)	宮津市	宮津市	459	堤防				470	1.70	75		75	4.00	住宅地、道路	高潮・高波対策
	24	田井海岸	(農)	宮津市	宮津市	35	堤防				75	4.70	40		40	4.70	住宅地、農地	高潮・高波対策
	25	栗田田井漁港海岸	(水)	宮津市	宮津市	1,500	護岸 離岸堤				30	2.49	1,500		30	2.49	住宅地、道路	高潮・高波対策

表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

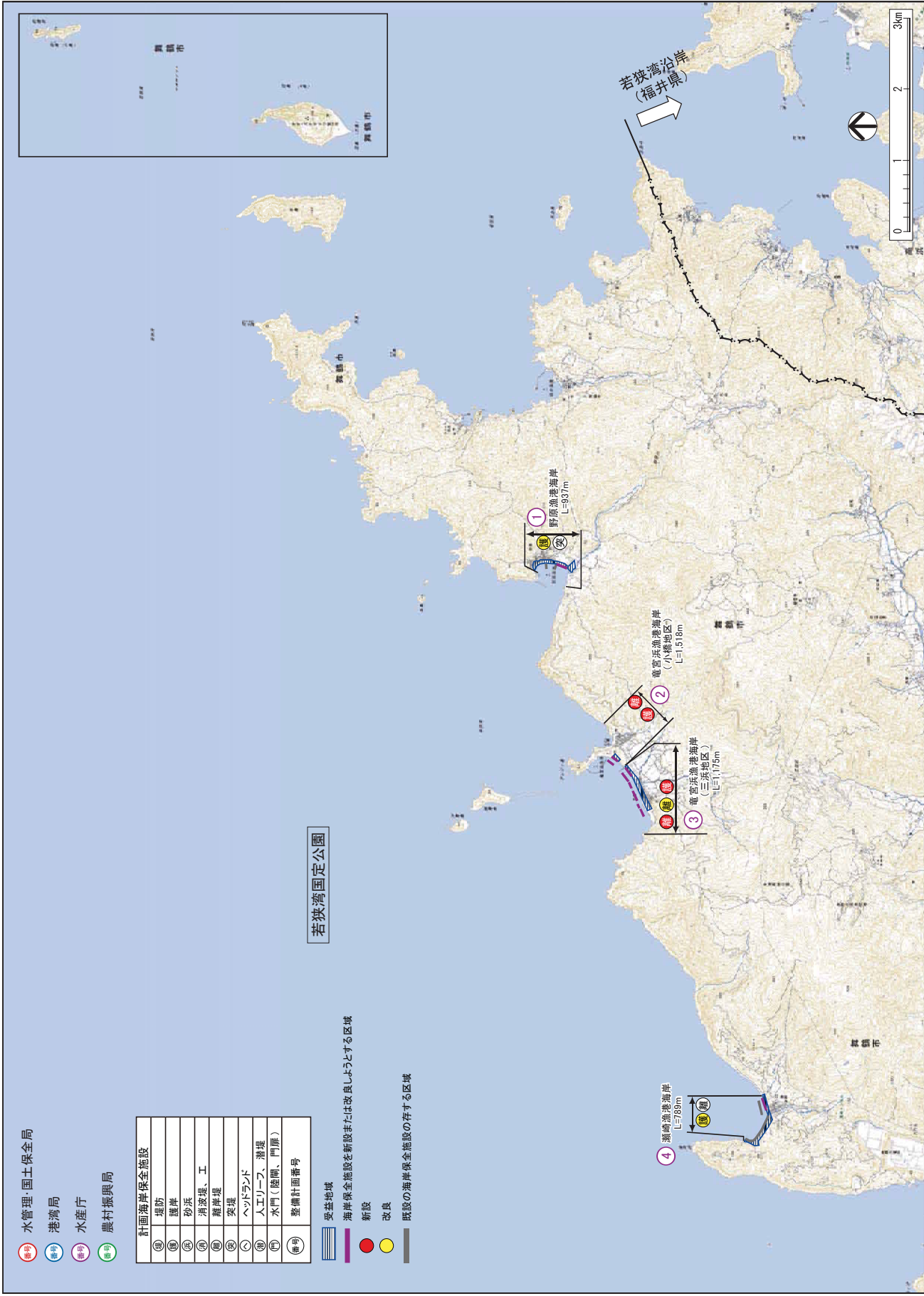
ゾーン 区分	No.	海岸・地区名	所管 市町村名	管理	海岸保 全区 延長 (m)	施設	新設	改良	維持 修繕	規模(現況)				規模(新設・改良)				規模(維持修繕)		受益地域の 状況	備考
										延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	整備延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)		
A ・ 浜 雅 湾 ノ シ ノ	26	宮津港 田井尖除地区海岸	宮津市	京都府	1,900	護岸 突堤				1,834 3基	1.96-2.36	1,000	1.96	1,834 3基	1.96	1.96	住宅地、道路、農地	高潮、高波対策			
	27	宮津港 獅子嶋地区海岸	宮津市	京都府	1,150	護岸				1,150	1.96-2.36			1,150	1.96	住宅地、道路、農地					
	28	宮津港 獅子嶋地区海岸	宮津市	京都府	720	護岸 突堤				720 3基	1.66-2.22			720 3基	1.96	住宅地、道路、農地					
	29	宮津港 波路地区海岸	宮津市	京都府	1,740	護岸				1,740	1.66-1.96			1,740	1.96	住宅地、道路、農地					
	30	宮津港 島崎漁師地区海岸	宮津市	京都府	1,440	護岸				1,440	1.06-2.21	40	1.96	1,440	1.96	商業用地、住宅地、道路、農地	高潮、高波対策				
	31	宮津港 杉ノ末地区海岸	宮津市	京都府	820	護岸				820	1.12-1.96	300	1.96	820	1.96	住宅地、道路	高潮、高波対策				
	32	宮津港 文殊地区海岸	宮津市	京都府	4,900	護岸 突堤				4,900 9基	0.72-2.26	2,640	1.56	4,900 9基	1.56	商業用地、住宅地、道路、公園	高潮、高波対策				
	33	宮津港 須津地区海岸	宮津市	京都府	2,560	護岸				2,560	1.56-1.82			2,560	1.56	住宅地、道路、農地					
	34	宮津港 岩滝地区海岸	宮津市	京都府	3,717	護岸				3,650	1.02-1.56	942	1.56	3,650	1.56	住宅地、道路、農地	高潮、高波対策				
	35	宮津港 瀬原地区海岸	宮津市	京都府	1,260	護岸				1,260	1.33-1.56			1,260	1.56	住宅地、道路、農地					
	36	宮津港 大垣地区海岸	宮津市	京都府	620	護岸				620	1.56			620	1.56	住宅地、道路、農地					
	37	宮津港 天橋立地区海岸	宮津市	京都府	5,010	砂浜 突堤				3,600 56基	0.66-0.80	3,600		3,600		公園	優食対策(サンドライブバス)				
	38	宮津港 江尻地区海岸	宮津市	京都府	2,860	護岸 突堤				2,266 35基	1.56-2.66	2,266	1.56-2.66	2,266	1.56-2.66	住宅地、道路、農地	高潮、高波対策 優食対策				
	39	宮津港 白屋地区海岸	宮津市	京都府	1,560	護岸 突堤				1,560 4基	2.62-3.06	1,303	3.36-3.86	1,560 4基	3.36-3.86	住宅地、道路、農地	高潮、高波対策				
	40	日置海岸	宮津市	京都府	1,708	護岸				1,157	2.31	1,000	2.47-3.78	1,157	2.47-3.78	住宅地、農地	高潮、高波対策				
	41	養老漁港海岸 (里波見地区)	宮津市	宮津市	570	護岸 突堤				206 34	3.90 1.00-1.05	206		206	3.90	住宅地、道路	高潮、高波対策				
	42	養老漁港海岸 (岩ヶ鼻地区)	宮津市	宮津市	830	護岸 突堤 離岸堤 消波工				452 19 385 16	1.50-3.00 0.90-1.50 1.90 1.66	452		452	1.50-3.00		高潮、高波、津波対策				
	43	養老漁港海岸 (大島地区)	宮津市	宮津市	1,000	護岸 離岸堤				834 931	1.40-3.00 1.50	834		834	1.40-3.00	住宅地、道路	高潮、高波対策				
	44	伊根漁港海岸	伊根町	伊根町	2,878	護岸 消波工				1,327	1.00	917		2,244	1.00	住宅地	優食対策				
	45	泊瀬海岸	伊根町	伊根町	970	護岸 離岸堤				496	3.15-5.00			496	3.15-5.00	住宅地					
	46	津島海岸	伊根町	京都府	304	護岸 突堤				80	4.84			80	4.84	住宅地					
	47	浦島漁港海岸	伊根町	伊根町	830	護岸 突堤 離岸堤				352 149	3.50 1.30-2.65			352	3.50	住宅地					
	48	ヤタハ海岸	伊根町	伊根町	175	堤防				112	2.00			112	2.00	農地					
	49	久留島海岸	伊根町	伊根町	128	堤防				145	4.50			145	4.50	農地					
	50	カマヤ石海岸	伊根町	伊根町	205	堤防				136	4.30			136	4.30	農地					
	51	カマヤ海岸	伊根町	伊根町	158	堤防				214	6.10			214	6.10	農地					
				伊根町	伊根町	159	堤防			159	6.60			159	6.60	農地					

表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン区分	No.	海岸・地区名	所管	市町村名	管理	海岸保全区域延長 (m)	施設	新設	改良	維持修繕	規模(現況)				規模(新設・改良)				規模(維持修繕)				受益地域の状況	備考		
											延長	天端高 (T.P.+m)	整備延長	天端高 (T.P.+m)	延長	天端高 (T.P.+m)	延長	天端高 (T.P.+m)								
B-1	52	袖高湾海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	1,105	護岸 突堤 離岸堤					86	4.00			86	4.00	86	0.30-1.50			住宅地、道路				
	53	中浜湾海岸	(水)	京丹後市	京都府	1,400	護岸 離岸堤					642	4.00-4.50	100		742	4.00-4.50	289	1.70				住宅地、道路、墓地	侵食対策		
	54	久磨海岸	(河)	京丹後市	京都府	705	人工リーフ 人工リーフ					200	-0.50	284	-0.50	505	4.50	284	-0.50	110	-0.50			住宅地、農地、森林	侵食対策(既設延伸及び拡張) 侵食対策	
	55	上野・平海岸	(河)	京丹後市	京都府	870	護岸					256	4.15			256	4.15						住宅地、農地			
	56	竹野湾海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	417	護岸 突堤					197	4.50	54	1.12-5.50	197	4.50	54	1.12-5.50				住宅地、道路	津波対策		
	57	後ヶ浜海岸	(河)	京丹後市	京都府	1,140	護岸 突堤 離岸堤					744	4.30			744	4.30							住宅地、農地、森林	侵食対策(既設延伸及び拡張) 侵食対策	
	58											65				65										
	59											90	2.00			90	2.00									
	60											30	-2.20-1.50	130	-2.20-1.50	130	-2.20-1.50	130	-2.20-1.50							
	61											400	-2.20-1.50	130	-2.20-1.50	400	-2.20-1.50	530	-2.20-1.50							
B-2	60	浅茂川海岸	(河)	京丹後市	京都府	1,222	護岸 突堤 人工リーフ					74	2.50			74	2.50							公園		
	61	浅茂川漁港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	90	人工リーフ					47	-1.50			47	-1.50									
	62	浜崎海岸	(河)	京丹後市	京都府	432	護岸					1,270	4.30			1,270	4.30							住宅地、森林		
	63	久美浜海岸 (稲石葛野湊高海岸)	(河)	京丹後市	京都府		護岸 突堤					230				230										
	64	久美浜港 湊葛野地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	3,590	人工リーフ					75				75										
	65	久美浜港 湊葛野地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	3,690	護岸					300	-2.00	300	-2.00	300	-2.00	300	-2.00						住宅地	侵食対策(既設拡張)
	66	久美浜港 久美浜地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	3,100	護岸 突堤 砂浜					90	2.60	270		90	2.60	550							住宅地、農地、森林	侵食対策
	67	久美浜港 大田地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	4,570	人工リーフ					1,540	-2.00	1,660	-2.00	1,800	-2.00	1,800	-2.00						住宅地、農地	侵食対策(既設延伸及び拡張) 侵食対策
	68	久美浜港 大田地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	1,040	護岸					200	-2.00	1,400	-2.00	1,600	-2.00	1,600	-2.00						住宅地、農地	高潮、高波対策
	B-3	66	久美浜港 久美浜地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	3,100	護岸 突堤 砂浜					3,208	0.71-2.37	656	1.87	3,208	1.87	2基						住宅地、道路、農地	高潮、高波対策
67		久美浜港 大田地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	4,570	護岸					3,640	1.17-1.87	912	1.87	3,640	1.87	2基						住宅地、道路、農地	高潮、高波対策	
B-4	68	久美浜港 大田地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	1,040	護岸					2,771	0.87-2.43	498	1.87	2,771	1.87	2基						住宅地、道路、農地	高潮、高波対策	
	69	久美浜港 大田地区海岸	(港)	京丹後市	京都府	3,235	護岸					2,120	1.27-2.57	260	1.87	2,120	1.87	160m						住宅地、道路、農地	高潮、高波、津波対策	

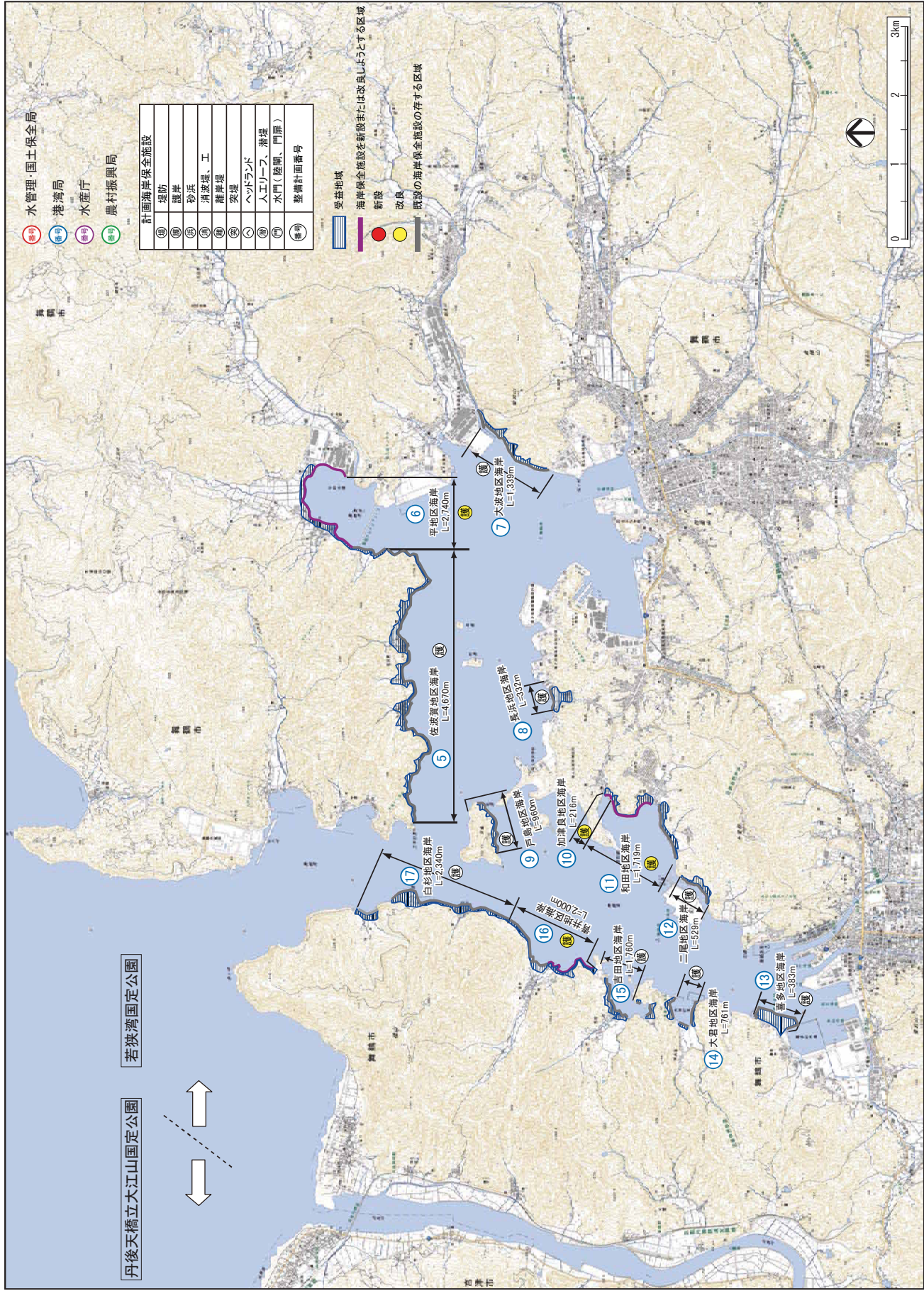
(河):水産局、(水):水産庁、(農):農村振興局

B : 山陰海岸



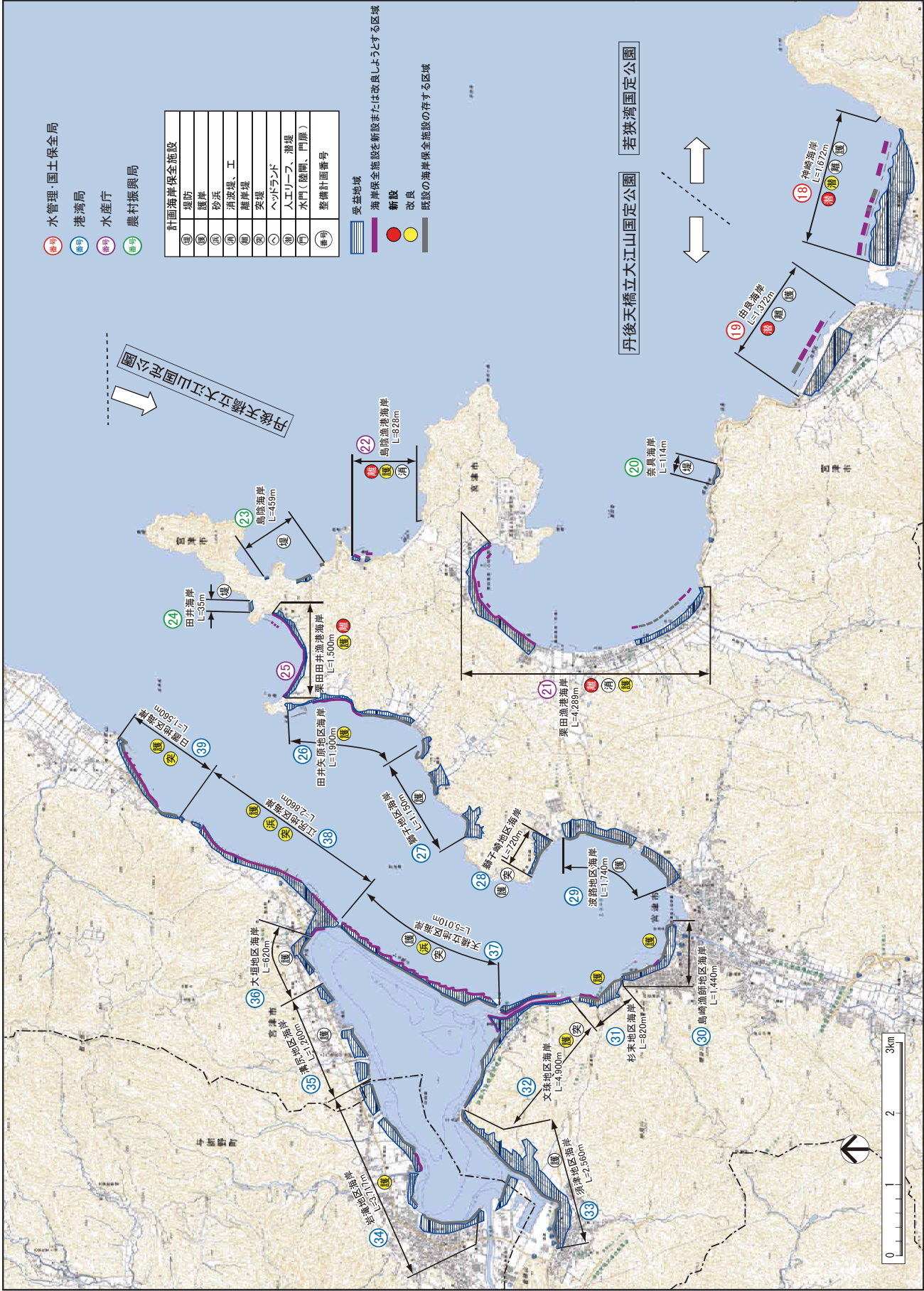
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情保、第 906 号)  
この地図をさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

基本計画図 (1)



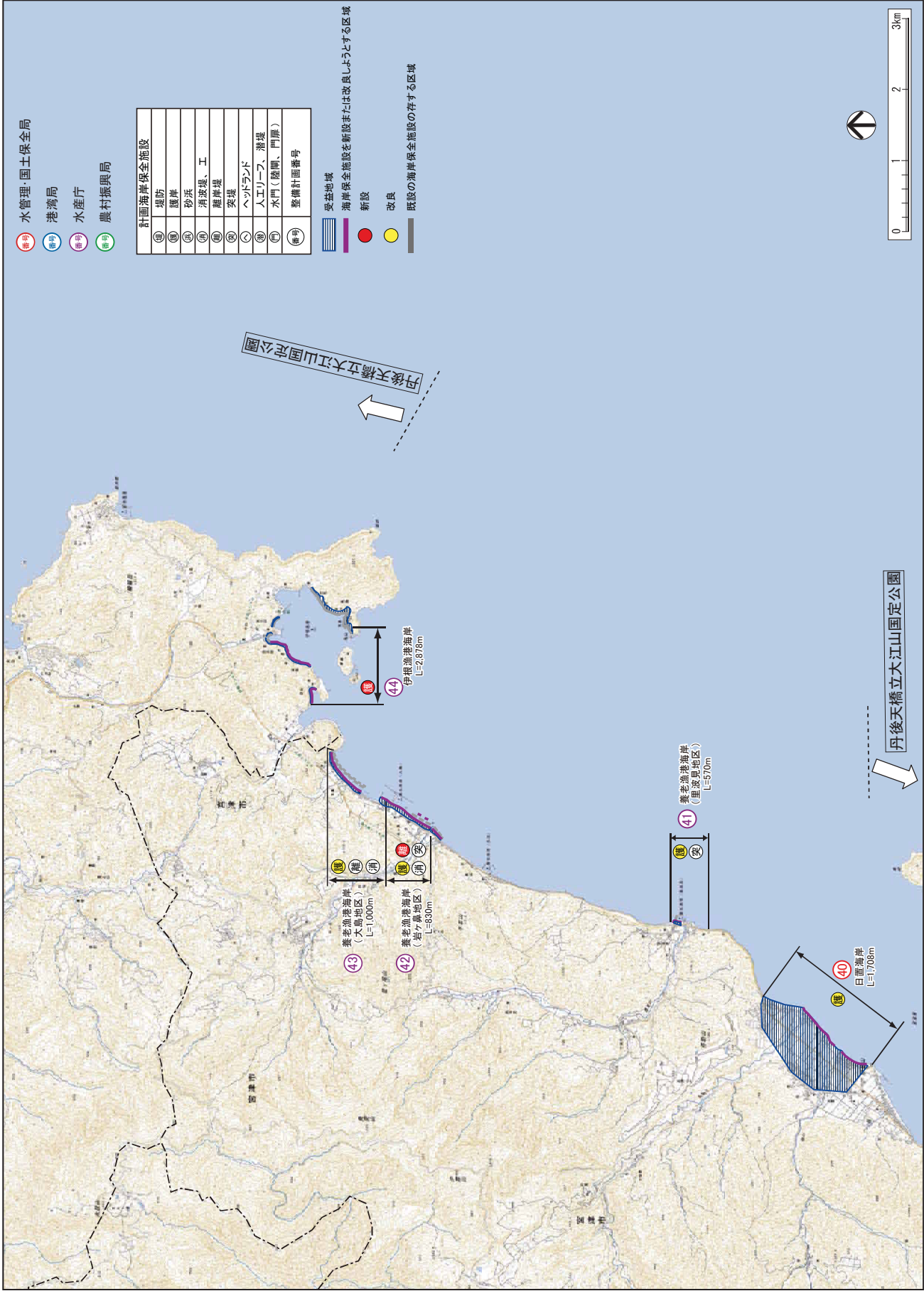
基本計画図(2)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平29情補、第966号)」  
 この地図をさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。



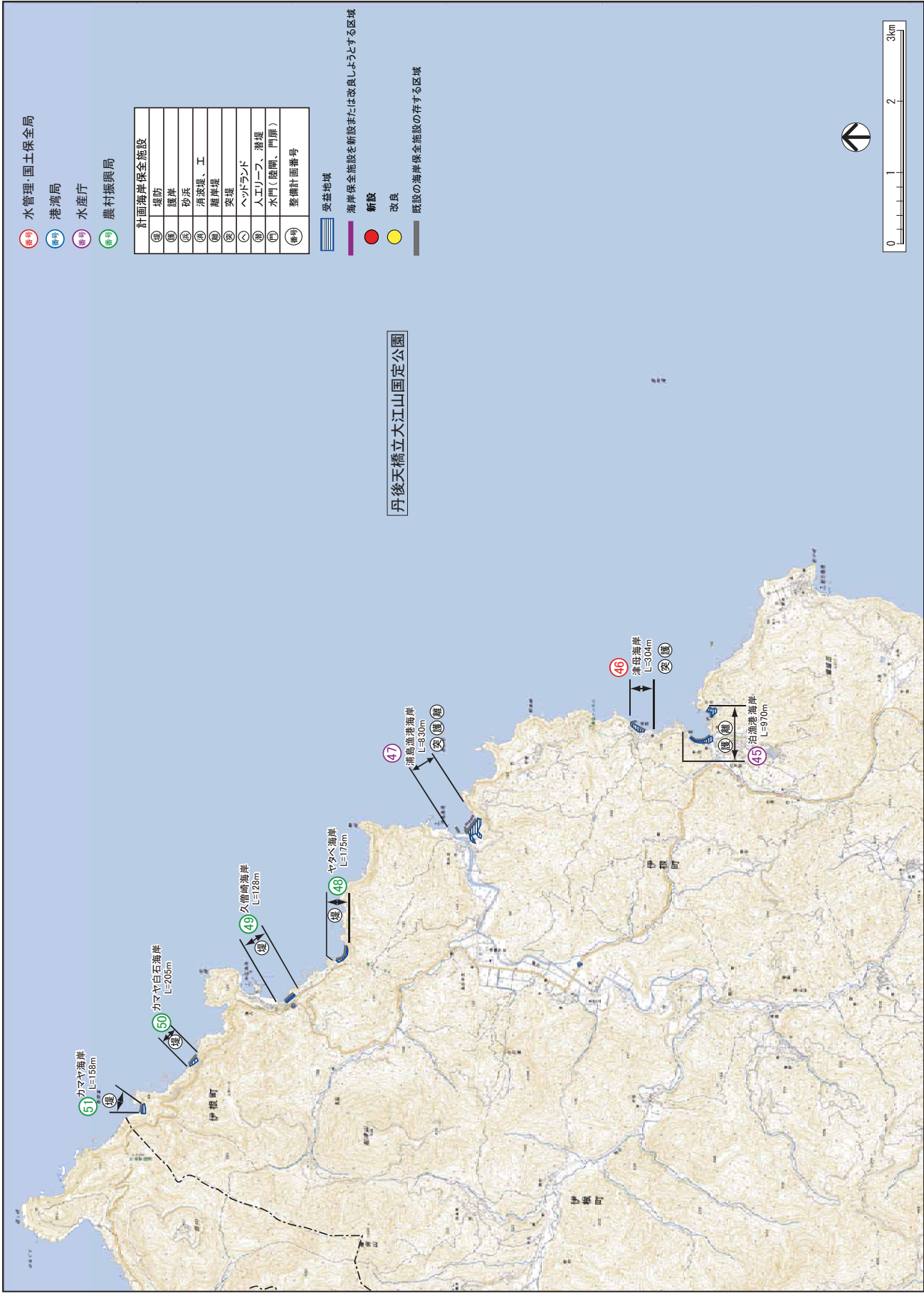
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。〔承認番号 平 29 情保、第 966 号〕」  
 この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

基本計画図 (3)



基本計画図 (4)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情報、第 966 号)」  
 この地図をさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。



基本計画図 (5)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情保、第 966 号)」  
 この地図をさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

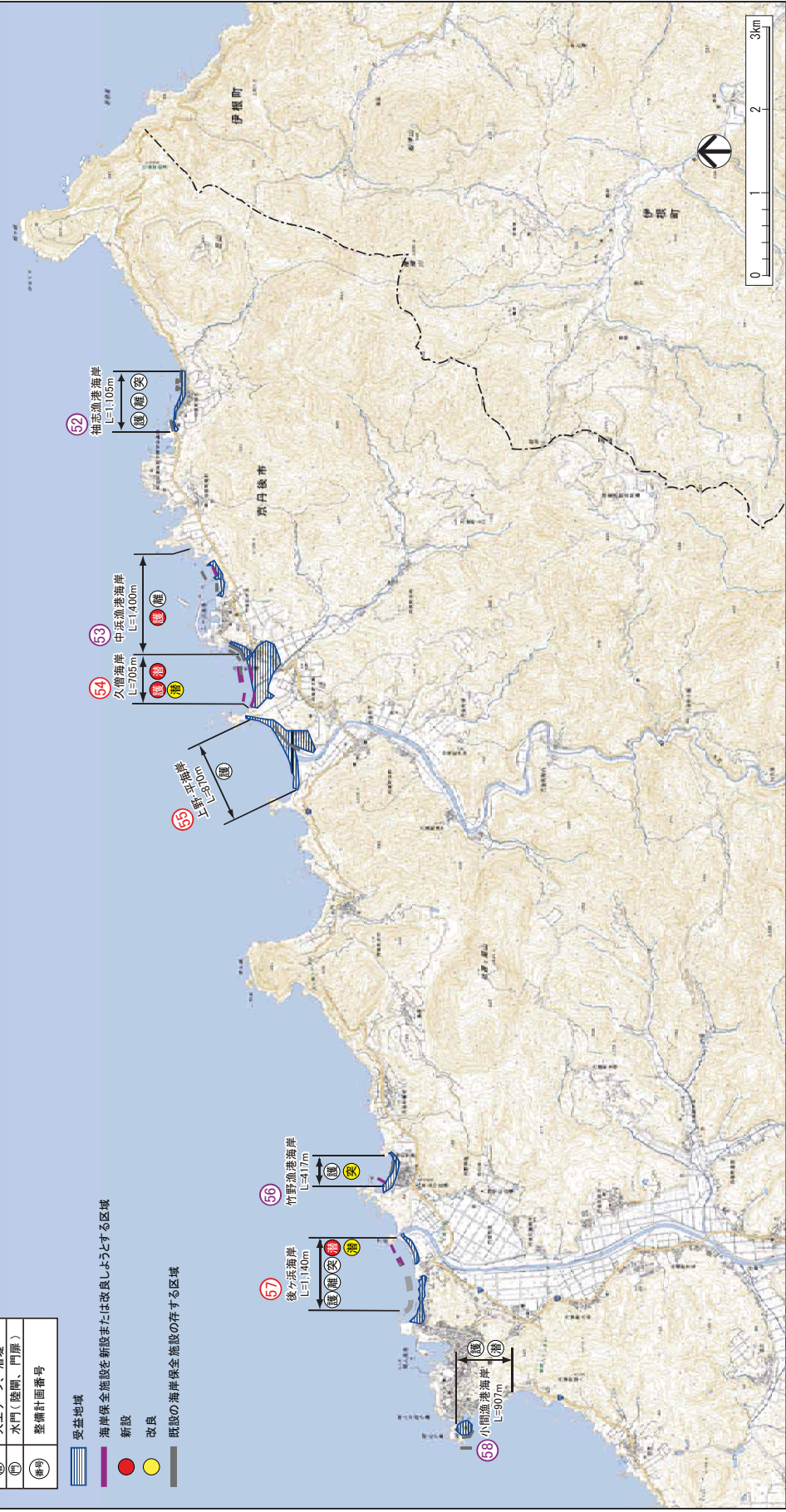


- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 水産庁
- 農村振興局

計画・海岸保全施設	
①	堤防
②	護岸
③	砂浜
④	消波堤、工
⑤	離岸堤
⑥	ヘットランド
⑦	人工リーフ、海堤
⑧	水門(陸側、門扉)
⑨	整備計画番号

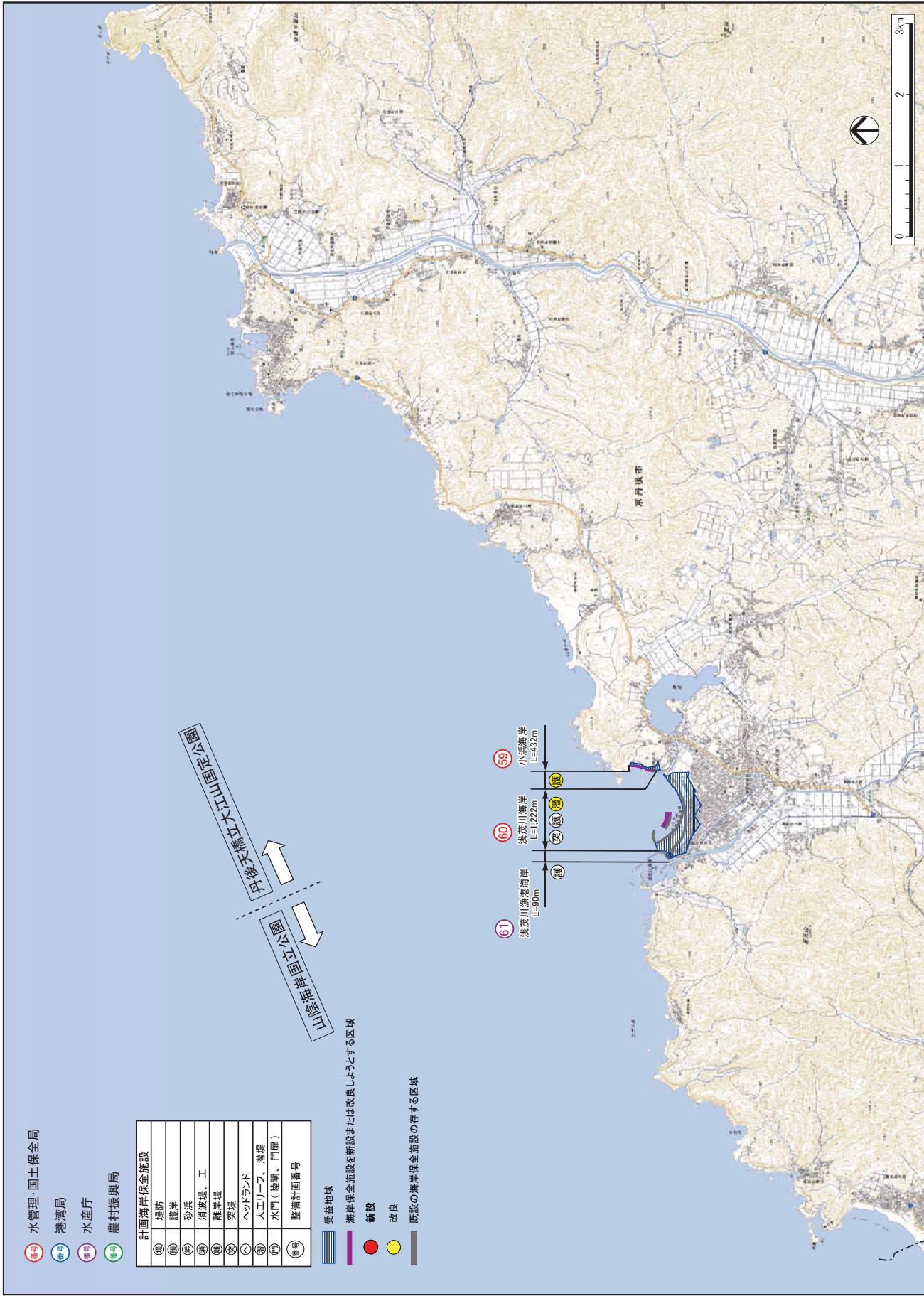
- 受益地域
- 海岸保全施設を新設または改良しようとする区域
- 新設
- 改良
- 既設の海岸保全施設のある区域

丹後天橋立大江山国立公園



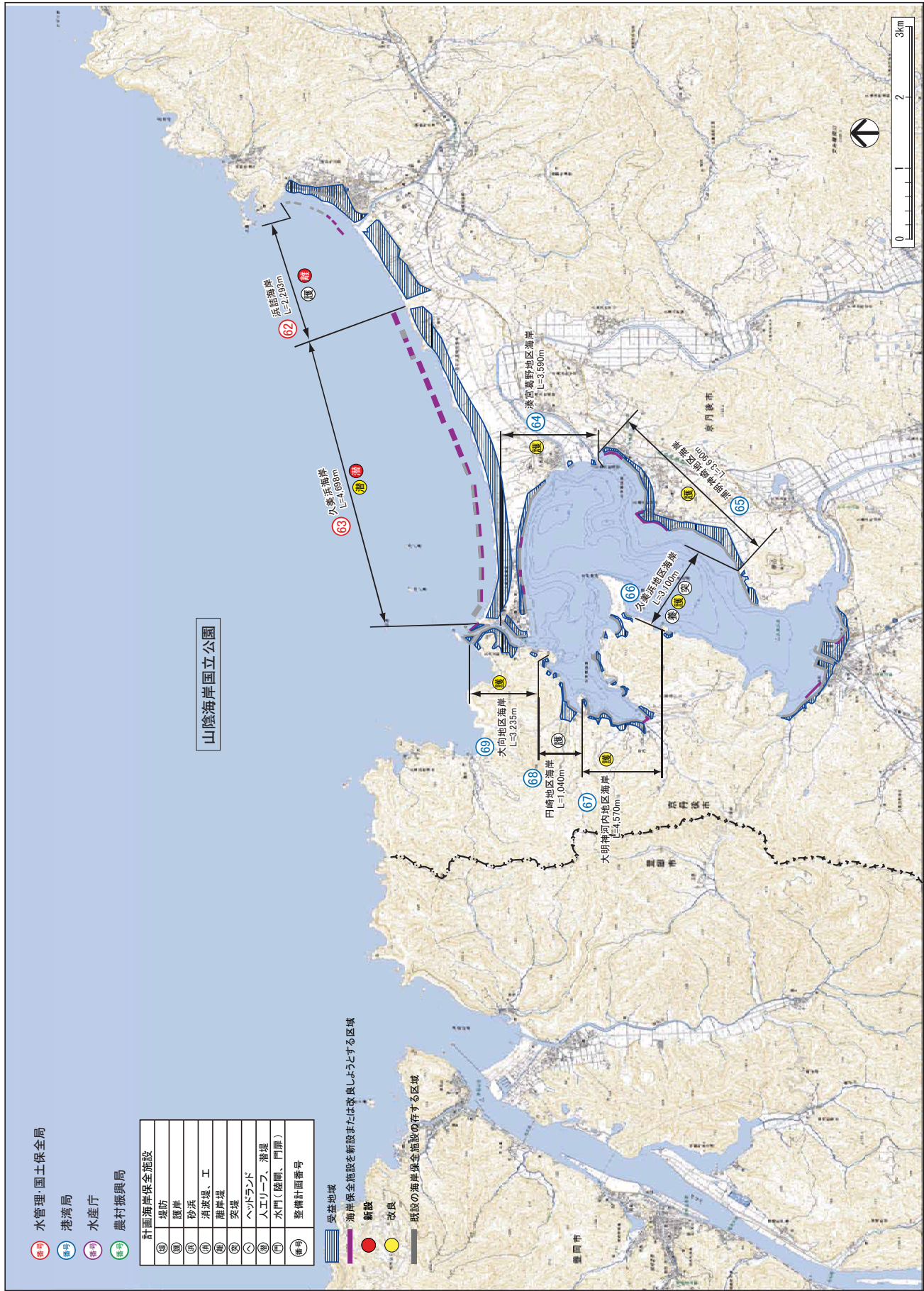
基本計画図(6)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情復、第 906 号)」  
 この地図をさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



基本計画図 (7)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。（承認番号 平 29 情保、第 986 号）」  
 この地図をさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。



- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 水産庁
- 農林振興局

計画海岸保全施設	
①	堤防
②	護岸
③	砂浜
④	消波堤、工
⑤	護岸堤
⑥	突堤
⑦	ヘッドランド
⑧	人工リーフ、浅堤
⑨	水門(徳間、門原)
⑩	整備計画番号

- 受益地域
- 海岸保全施設を新設または改良しようとする区域
- 新設
- 改良
- 既設の海岸保全施設が存在する区域

山陰海岸国立公園



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情保、第 066 号)」  
 この地図をさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

基本計画図 (8)

### 第3章 留意すべき重要事項

#### 1 関連計画との整合性の確保

地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、海岸保全施設の整備等を実施するに当たっては、関連・近隣の開発、保全、環境保全および京都府国土強靱化地域計画等の諸計画と常に調整、整合を図り、地域の総合的な保全、整備に貢献する(図3-1-1)。

また、京都府では、過去にナホトカ号重油流出事故(平成9年1月)を経験しており、京都府又は近隣の海域において油流出事故が発生した場合は、「京都府地域防災計画 事故対策計画編」により対応することとしている。



図3-1-1 屏風岩

出典：京都の自然 200 選

#### 2 関係機関との連携調整

海岸保全基本計画を適切かつ効果的に遂行するため、海岸関係部署等で構成される連絡調整に関する会議により、海岸だけでなく海域、陸域も含めた広範囲な分野にわたる連携を図る。土砂の適切な移動を妨げないような構造物の種類や配置に配慮するとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関の連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。

特に、沿岸漂砂に対して相互に影響を及ぼす可能性のある事業の実施に当たっては、事業者間等で密な調整・連携を図り、沿岸広域に有効な施設整備を推進する(図3-2-1)。

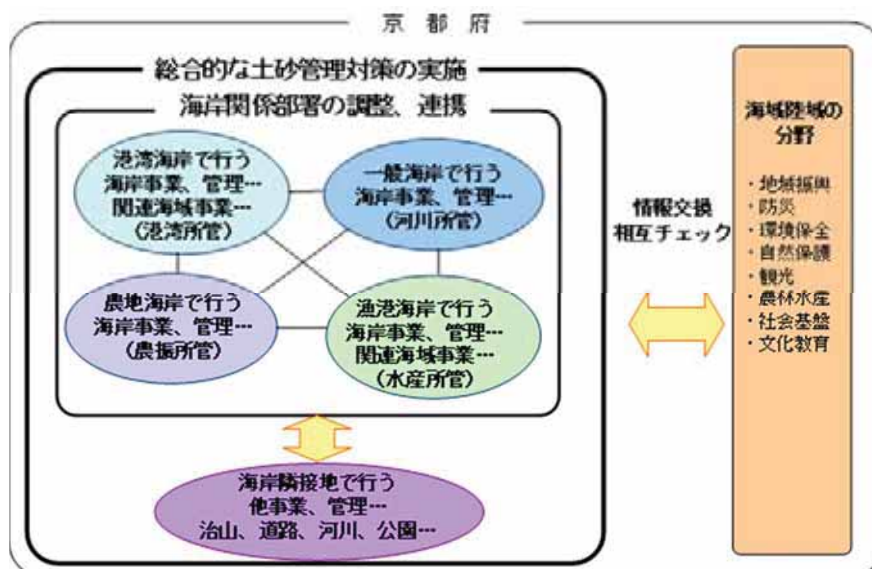


図3-2-1 連携調整のイメージ

また、近年では不審船の漂着や不審者の上陸など、海岸での脅威が発生している。これに対して、海岸管理者と警察や海上保安庁等の関係機関、並びに地域住民との情報伝達等の連携を推進する。

### 3 地域住民の参画と情報公開

地域特性に柔軟に対応できるような計画を実効的かつ効率的に遂行するために、実施段階における計画の推進には、積極的に市町・地域住民の参画を得ていくものとする。

また、海岸管理者は、地域住民や海岸利用者等の主体的参画が図れるように、必要な海岸に関する情報提供を積極的に行う。情報公開や地域住民等の参画を得ることにより、海岸に対する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民が海岸づくりに積極的に関わるような環境を形成するものとする（図 3-3-1）。



図 3-3-1 住民の参画 イメージ

### 4 調査・研究の推進

質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、大学や研究機関等と連携を図り、効果的な防災・減災、広域的な海岸の侵食、維持および修繕、生態系等の自然環境等、整備に関する調査研究や、新工法等の新たな技術に関する研究開発等を推進する。

また、民間を含めた幅広い分野との情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進するとともに、技術交流等を図り、広くそれらの成果を活用し普及を図る。

## 5 地球温暖化・異常気象への対応

---

地球温暖化に伴う気象・海象の変化や、長期的な海面水位の上昇が懸念されている。また、短時間に急速に発達する低気圧(爆弾低気圧とも言うことがある)等の異常気象が増大・増加傾向にあり、丹後沿岸でも高潮・高波被害の激化や砂浜の減少等、深刻な影響が生ずる恐れが高まっている。

このため、潮位、波浪、海水温等についてのモニタリングや地球温暖化による影響の予測・評価を踏まえて、適応策の検討を進める。

## 6 海岸協力団体の指定に向けた取組

---

丹後沿岸では、希少な動植物の保護や様々な海岸利用の促進等、多種多様な維持・管理等が求められている。そのため、地域住民やボランティア等の協力が必要となっており、海岸の美化や動植物の保護、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定に向けた取組を推進する。

## 7 計画の見直し

---

### (1) 柔軟な管理区域、管理者の見直し・変更

海岸保全区域については、防護すべき地域の土地利用や海岸の利用状況等に応じて、適正な所管を定めて、的確な海岸管理を行うこととしているが、それらの状況変化等が生じた場合は、迅速かつ柔軟に海岸関係部署間で十分調整を図った上で、海岸保全区域の見直しや所管区分の変更等を行なう。

### (2) 基本計画の見直しと改訂

海岸の地形や地域の状況、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の社会経済状況の変化等に対応し、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じて計画の柔軟な見直し、改訂を行うこととする。